

いじめ防止対策基本方針

(旭市立海上中学校)

1 基本方針

本方針は、人権尊重の理念に基づき、海上中のすべての生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

2 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全職員で共有する。

3 「いじめ」とは（いじめの定義）

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

4 いじめの基本認識

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

5 いじめ対策組織について

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、本校におけるいじめ対策組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。また、構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーのほか、校外関係者等とする。なお、必要に応じて、いじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を構成員として追加することとする。

6 いじめの未然防止について

(1) いじめの未然防止の考え方

いじめは、生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがある。しかし、大人の目に届かない場所で起こる、被害生徒と加害生徒が入れ替わるなどの特性もあり、発見が遅れてしまう事も少なくない。生徒の些細な変化やサインを見逃すことなく、早期発見・早期対応に努める。いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうることを認識し、学校の教育活動すべてにおいて、生徒たちの豊かな心を育むことが未然防止の基本と考える。

(2) 具体的な取組

①学校、教職員による取組

ア 生徒指導の機能を重視した、わかる授業の展開（教科部会、相互授業参観）

- イ 全ての生徒が参加・活躍できる授業づくり（教科部会、相互授業参観）
- ウ 授業規律の確立（いじめ対策部会、職員会議）
- エ コミュニケーション能力の向上（教科部会、相互参観）
- オ 教職員による不適切な認識や言動、差別的な態度や体罰への注意（職員研修）
- カ 未然防止に向けた指導、保護者への啓発活動（学年だより、学校だより、HP、PTA総会、保護者会、家庭訪問等）
- キ 情報モラル教室の実施（新入生説明会、総合的な学習の時間）
- ク 相談箱の設置
- ケ 年2回の教育相談の実施
- ②豊かな心を育む取組
- ア 友人関係、集団づくり、社会性の育成（宿泊行事、運動会、文化祭、職場体験学習、奉仕作業、豊かな人間関係づくり実践プログラム等）
- イ いじめゼロ宣言（いのちを大切に作るキャンペーン、生徒会活動）
- ウ 担任による未然防止のための学習（道徳、学級活動等）

7 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒と保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

8 重大事態への対処について

(1) 重大事態についての定義

- ①いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合もそれ以下でも迅速に要着手する）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

(2) 重大事態が発生又は疑いが生じた場合の対応

- ①重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。この組織についてはスクールカウンセラー等の専門的知識および経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を原則とし、調査の公平性と中立性を確保する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸期間との連携を適切にとる。
- ④調査は、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。この際、因果関係の特定より、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ⑤被害生徒および保護者に対して、調査により認められた事実関係についての情報を迅速かつ適切に提供する。
- ⑥上記調査結果は、関係機関等に対して資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

9 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に生徒に対して懲戒を加える。ただし、いじめは様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

10 公表、点検、評価等について

- (1) いじめ防止基本方針をホームページ上で公表する。
- (2) 生徒、保護者、教職員によるいじめについての調査や年度毎の比較を実施し、点検を行う。
- (3) いじめ防止等に向けた取組みについて自己評価を行うとともに、その結果を学校だよりやホームページで公表する。

1.1 いじめ防止教育全体計画

◎ 基本的な考え方

- いじめを生まない風土・環境を整える
- いじめをしない、許さない資質を育てる
- いじめ被害の生徒を守る

※日本国憲法・教育基本法・いじめ防止対策推進法等

<p>いじめ防止方針「学級づくりは人間関係づくり」 ※生徒・保護者=いじめのない安心して通える学校</p>	
全体	<p>学校教育活動すべての場面で生徒の人権意識を高め、いじめに対して「おかしい」「やめて」「許さない」等の態度を取れる生徒の育成</p>
教科	<p>教科指導においては、冷やかす・からかい等の言動を見逃さず指導し、生徒相互に安心して自己表現しあえる信頼関係の育成</p>
道徳	<p>互いの違いを認め、相手の苦しみや痛みがわかる共感的な人間関係の育成 (思いやり・友情・協力・個性尊重・寛容・偏見や差別をしない心・公正公平等)</p>
特別活動	<p>年各計画に位置付けた豊かな人現関係づくり実践プログラムの充実や学校行事等を通して、学級内のグループ同士が協力して、一つのことを成し遂げたり、関わりをもったりする中で、互いの良さを発見させながら、思いやりの心と役割意識、責任感等を育成し、集団の成長を促す。</p>
教育相談・生活指導	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修の充実を図り、人権意識の向上やカウンセリングマインドを身につけるとともに、生徒や保護者との対話を重視した相談活動を推進する。 ・教職員等によるきめ細かな観察、面談、情報交換と併せて、いじめに関する生徒アンケートを月1回実施し、いじめ防止と早期発見に全校体制で当たる。 ・いじめの疑いがある場合は、迅速に状況を把握し、被害生徒を守るとともに緊急いじめ対策委員会を開催し、組織で対応する。 ・教職員は、授業力、生徒理解力、学級経営力、学校組織力、部活動経営力等を高め、いじめを見逃さない力量を備える。 ・教職員自らがいじめ助長の言動をすることなく、痛みや苦しみに共感する心をもつ。 ・いじめ発生時は、報告・連絡・相談を迅速に行い、いじめを防止・解決のために迅速、誠実な姿勢で組織で対応する。
関連	<ul style="list-style-type: none"> ・セクハラ相談窓口（パワハラ・体罰等含む）の周知 ・人権教育、自殺防止教育等の充実

1 2 いじめ防止教育全体計画

月	いじめ防止対策年間計画	主な学校行事等
4月	<input type="checkbox"/> 学校間、学年間の情報交換 指導記録の引き継ぎ <input type="checkbox"/> いじめ防止対策に係る共通理解 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策推進委員会編成 【職員会議】 <input type="checkbox"/> いじめ撲滅宣言（教師の決意表明） <input type="checkbox"/> 学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり 【学級活動】 <input type="checkbox"/> 保護者へのいじめ防止対策についての説明と啓発 【保護者会】 <input type="checkbox"/> 交通安全教室の実施（1年） <input type="checkbox"/> いじめアンケートの実施と分析	始業式 入学式 新入生歓迎会 PTA総会
5月	<input type="checkbox"/> 校内研修「いじめの早期発見と指導の在り方」 <input type="checkbox"/> 行事をとおした人間関係づくり <input type="checkbox"/> いじめアンケートの実施と分析	生徒総会 校外学習 修学旅行 家庭訪問
6月	<input type="checkbox"/> 話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】 <input type="checkbox"/> 教育相談アンケートの実施と分析 <input type="checkbox"/> 赤ちゃんふれあい体験の実施（3年） <input type="checkbox"/> 薬物乱用防止教室の実施	第1回定期テスト 教育相談週間
7月	<input type="checkbox"/> 情報モラル教室の実施 <input type="checkbox"/> いじめアンケートの実施と分析	1学期末保護者会
8月	<input type="checkbox"/> 教育相談に係る研修講座への参加 <input type="checkbox"/> 豊かな人間関係作り実践プログラムの開発的教育相談の研修	1年職業調べ 2年職場体験学習 3年高校体験入学
9月	<input type="checkbox"/> 夏季休業明けの教育相談の実施 <input type="checkbox"/> いじめアンケートの実施と分析	運動会
10月	<input type="checkbox"/> いじめアンケートの実施と分析	文化祭 第2回定期テスト
11月	<input type="checkbox"/> 教育相談アンケートの実施と分析 <input type="checkbox"/> 話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】	教育相談週間 第3回定期テスト
12月	<input type="checkbox"/> 人権週間（人権意識啓発活動） <input type="checkbox"/> 学校評価の実施 → 生徒・保護者の意見集約 <input type="checkbox"/> いじめアンケートの実施と分析	生徒会役員選挙 三者面談
1月	<input type="checkbox"/> 冬季休業明けの教育相談の実施 <input type="checkbox"/> いじめアンケートの実施と分析 <input type="checkbox"/> 情報モラル教室の実施（新1年生） <input type="checkbox"/> 豊かな人間関係作り実践プログラム等の開発的教育相談の実施	新入生入学説明会 PTA役員合同委員会
2月	<input type="checkbox"/> いじめアンケートの実施と分析	第4回定期テスト
3月	<input type="checkbox"/> 記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の整理 <input type="checkbox"/> 小中の情報連携のための連絡会 <input type="checkbox"/> いじめアンケートの実施と分析	予餞会 卒業式 修了式

1 3 いじめ防止対策推進体制

